

委員会提出議案第3号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

鳥取市議会会議規則（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年7月1日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会
委員長 前田 伸一

鳥取市議会議長 山田延孝 様

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領の改訂により、授業時数や指導内容はますます増加しており、それに伴う教材研究や授業準備の時間にも多くの時間を費やしています。小学校においては、外国語教育の実施のため、授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。中学校においては、部活動による時間外勤務が当たり前の状態となっており、働き方改革関連法で示されている上限を超えることも懸念されます。あすの日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、こうしたことの解決に向けて、計画的な教職員定数改善が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
様